

大分大学医学部附属病院諸料金細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-44号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1—22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等の料金に関し、必要な事項を定める。

(診療等の料金)

第2条 本院で徴収する診療等の料金は、次の各号に掲げる表に規定する点数に10円を乗じて得た額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1及び別表第2
- (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）の別表

- 2 前項に定めるもののほか、本院で徴収する診療等の料金（次項の料金を除く。）は、別表第1のとおりとする。
- 3 本院で徴収する診療等の料金のうち、美容形成外科領域及び歯科領域の料金は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 4 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金等は、前三項の規定にかかわらず、当該法令又は協定等の定めるところによる。

(その他の料金算定方法)

第3条 前条1項及び第2項により難しいものの料金は、次の各号に掲げる方法により算定するものとする。

- (1) 新しい検査、処置等で健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に定めのないものについては、点数の準用又は原価計算等適切な方法によりその都度算定する。
- (2) 薬価基準に未搭載の医薬品等については、購入価格により点数表に定められた算定方法に準じて算定する。
- (3) 検査用器材、治療用器材、写真材料その他の診察用材料については、購入価格により点数表に定められた算定方法に準じて算定する。

(特別室等使用料の取扱い)

第4条 入院又は退院当日の特別室等使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず1日分の料金とする。

- 2 転室した日の特別室等使用料は、転入した室の料金とする。
- 3 入院中の患者が外泊した場合は、外泊した日の翌日から帰院の日の前日までは室料のみを徴収する。
- 4 患者の希望によらずその症状等により特別室又は個室の使用を病院長が認めた場合の当該病室の料金は、普通室の料金と同額とする。
- 5 患者の希望により、病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室等使用料は、当該病室の等級を相当級に繰り上げた額を基準としてその都度学長が定める。
- 6 普通室以外の室に患者収容定員を超えて入室させた場合の当該病室の各患者の特別室等使用料は、当該病室の等級を相当級に繰り下げた額を基準としてその都度学長が定める。

(診療料金等の徴収時期)

第5条 外来患者に係る診療等の料金は、原則として前納とし、入院患者に係る診療等の料金は毎月1日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし、退院（転科を含む。）の場合にあっては、

退院までの分を退院時に徴収する。

- 2 第2条第1項14号に定める料金は、原則として、診療月の翌月に治験依頼者に対して請求するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、本院の諸料金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院諸料金規程（平成16年医学部規程第4-2号）及び大分大学医学部附属病院諸料金規程施行細則（平成16年医学部細則第4-1号）は、廃止する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-45号）

この細則は、平成21年4月22日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-46号）

この細則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-47号）

この細則は、平成21年6月24日から施行し、この細則による改正後の第2条第1項第18号イの（イ）の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-48号）

この細則は、平成21年11月1日から施行し、この細則による改正後の第2条第1項第18号カ及びキの規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-49号）

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-1号）

この細則は、平成22年1月22日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年1月1日から適用する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-2号）

この細則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-4号）

この細則は、平成22年5月1日から施行し、この細則による改正後の第2条第1項第18号、23号及び39号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-6号）

この細則は、平成22年10月27日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（平成22年医学部附属病院細則第4-9号）

この細則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-1号）

この細則は、平成23年2月23日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年2月1日から適用する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-2号）

この細則は、平成23年4月27日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-3号）

この細則は、平成23年5月25日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-4号）

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第4-6号）

この細則は、平成23年10月27日から施行し、この細則による改正後の第2条第1項第40号及び第41号の規定は同年9月22日から適用し、第2条第1項第18号キの規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4-1号）

この細則は、平成24年4月25日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成24年9月28日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4-11号）

この細則は、平成24年11月28日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-1号）

この細則は、平成25年1月23日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年1月1日から適用する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成25年2月27日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-7号）

この細則は、平成25年4月1日から施行し、この細則による改正後の第2条第1項第18号カの規定は同年3月1日から適用する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-13号）

この細則は、平成25年5月22日から施行し、この細則による改正後の大分大学医学部附属病院諸料金細則の規定は、同年5月1日から適用する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-14号）

この細則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-17号）
この細則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-18号）
この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-26号）
この細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-27号）
この細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-28号）
この細則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-29号）
この細則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-3号）
この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-7号）
この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-10号）
この細則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-11号）
この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-12号）
この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-13号）
この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-3号）
この細則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-6号）
この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-8号）
この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-9号）
この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-4号）
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-10号）
この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-13号）
この細則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-26号）
この細則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-27号）
この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-28号）
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第1号アの改正規定、同ア（ア）、（イ）及び（ウ）を削る改正規定、同イに（ア）を加える改正規定、同イ（イ）の改正規定並びに第2条第1項第1号にウを加える改正規定 平成29年5月1日
- (2) 第2条第1項第1号イ（ウ）及び（エ）の改正規定 平成29年6月1日

附 則（平成29年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第4-4号）
この細則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項第21号にト、ナ及びニを加える改正規定並びに第2条第1項第61号を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第4-5号）
この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第4-6号）
この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平成31年医学部附属病院細則第4-4号）
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第4-8号）
この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-6号）
この細則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-7号）
この細則は、令和2年7月1日から施行し、この細則による改正後の
大分大学医学部附属病院諸料金細則別表第1の経口避妊剤アンジュに係る規定は、同年6月1日
から適用する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-11号）
この細則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-12号）
この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-13号）
この細則は、令和2年11月10日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-3号）
この細則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-4号）
この細則は、令和3年6月23日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-7号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-13号）
この細則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-14号）
この細則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-2号）
この細則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-3号）
この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-5号）
この細則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-6号）
この細則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-7号）
この細則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-9号）
この細則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-11号）
この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-13号）
この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-14号）
この細則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4-1号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4-5号）
この細則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-8号）
この細則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-12号）
この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-14号）

この細則は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-18号）
この細則は、令和6年5月29日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-22号）
この細則は、令和6年6月26日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-25号）
この細則は、令和6年7月31日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-26号）
この細則は、令和6年8月30日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-28号）
この細則は、令和6年9月26日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-30号）
この細則は、令和6年10月30日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		料金	備考	
特別室等使用料	新病棟特別室（7階，5階及び3階）	普通室の料金に1日につき16,500円（15,000円）を加算する。	消費税法で非課税とされる医師，助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については括弧内の料金とする。	
	個室	新病棟個室（4階）		普通室の料金に1日につき7,810円（7,100円）を加算する。
		新病棟個室（7階，6階，5階，3階及び2階）		普通室の料金に1日につき7,700円（7,000円）を加算する。
		東病棟個室		普通室の料金に1日につき5,720円（5,200円）を加算する。
		西病棟個室		普通室の料金に1日につき5,720円（5,200円）を加算する。
	準個室	新病棟準個室（7階，6階及び4階の窓側）		普通室の料金に1日につき1,870円（1,700円）を加算する。
		新病棟準個室（7階，6階及び4階の廊下側）		普通室の料金に1日につき1,650円（1,500円）を加算する。
分べん介助料（1児につき22週以降）		170,000円	多児の場合の加算料（1児増すごとに）70,000円。 分べん終了時刻が診療時間外の場合は，左欄の額にそれぞれ100分の20相当額を加算する。	
分べん介助料（1児につき22週未満）		140,000円		
避妊リング挿入料		1回につき22,000円		
避妊リング挿入料（ミレーナ）		1回につき73,333円		
避妊リング抜去料		1回につき11,000円		
新生児室料		1日につき1,650円		

先天性代謝異常検査のための採血料			1回につき3,080円	
ライソゾーム病スクリーニング検査			1回につき6,600円	
電気針の刺激療法			1回につき1,650円	
文書料（法令に基づき無料で交付すべきものを除く。）	診断書料（本院所定の診断書）		1通につき2,200円	
	死亡診断書（死体検案書）料（本院所定の死亡診断書及び戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条第2項の規定による診断書）		1通につき3,300円	
	死亡診断書原本証明料		1通につき2,200円	
	特殊診断書料（上欄の診断書料及び死亡診断書料以外の診断書）	生命保険関係	1通につき5,500円	
		生命保険関係以外	1通につき5,500円	
	証明書料（本院所定の証明書）		1通につき2,200円	
	特殊証明書料（本院所定の証明書以外の証明書）	生命保険関係	1通につき5,500円	
		生命保険関係以外	1通につき5,500円	
障害者自立支援法（精神医療）に関する診断書			1通につき2,200円	
薬剤容器料			1個につき110円（100円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。
特定機能病院における初診時及び再診時の負担額	紹介状なしの初診の場合	医科	7,700円 （7,000円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。
		歯科	7,700円 （7,000円）	
	他の医療機関に対し、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、患者の自由な選択により本院を再度受診する場合	医科	3,300円 （3,000円）	
		歯科	3,300円 （3,000円）	
治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金			第2条第1項に規定する料金の額を準用する。	
先進医療	抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査		34,500円	
	細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）		23,000円	
	ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）		23,000円	

	術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法	23,200円		
	多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断	24,654円		
	周術期デュルバルマブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。）	62,400円		
	ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術 再発翼状片（増殖組織が角膜輪部を超えるものに限る。）	20,000円		
	血中TARC濃度の迅速測定	48,399円		
	経皮的前立腺がんマイクロ波焼灼・凝固療法	279,000円		
	腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術	621,250円		
病衣貸与料		1日につき84円（77円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。	
診療情報の提供料	診療録等複写料（電子式複写）	1枚につき22円		
	X線フィルム複写料	半切	1枚につき828円	
		大角	1枚につき691円	
		大四ツ切	1枚につき587円	
		四ツ切	1枚につき492円	
		六ツ切	1枚につき377円	
新生児介補料（生後28日未満の者）		1日につき3,810円		
乳児介補料（新生児を除く1歳未満の者）		1日につき627円（570円）	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。	
ケイツーシロップ	13回分	550円		
	1回（1ml）当たり	55円		
入院期間が180日を超えた日以後の選定療養に係る入院料（特定機能病院入院基本料（1日につき）を算定した場合）		2,838円		

予防接種料	インフルエンザ		1回につき3,850円		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		1回につき4,874円		
	水痘		1回につき6,634円		
	DPT(三種混合)		1回につき4,840円		
	DT(二種混合)		1回につき4,730円		
	麻しん		1回につき6,380円		
	風しん		1回につき6,391円		
	乳児ツベルクリン反応		1回につき2,715円		
	乳幼児BCG		1回につき6,406円		
	接種不可者		1回につき1,142円		
	麻しん風しん混合(MR)		9,955円		
	乾燥ヘモフィリスb型ワクチン		4,983円		
	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		3,938円		
	子宮頸がん予防ワクチン(2価及び4価)	1回目		16,500円	
		2回目又は3回目		1回につき14,190円	
	子宮頸がん予防ワクチン(9価)	1回目		26,620円	
		2回目以降		24,200円	
	肺炎球菌ワクチン		11,220円		
	ロタリックス内用液		14,751円		
	不活化ポリオワクチン(イモバックスポリオ皮下注)		9,460円		
	4種混合ワクチン(クアトロバック皮下注シリンジ)		10,615円		
	5種混合ワクチン(ゴービック水性懸濁注シリンジ)		19,800円		
	B型肝炎ワクチン	1人用0.25ml		1回につき6,158円	
		1人用0.5ml		1回につき6,398円	
	A型肝炎ワクチン		6,600円		
	狂犬病ワクチン		13,200円		
	破傷風トキソイド		1,650円		
髄膜炎菌ワクチン(メナクトラ筋注)		23,426円			
新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬に係る手技料		3,100円			
未受精卵子凍結保存	1個の場合		55,000円		
	2個から5個までの場合		77,000円		
	6個から9個までの場合		112,200円		
	10個以上の場合		143,000円		
	未受精卵子凍結保存維持管理料		38,500円		
未受精卵子融解		1回につき27,448円			

		円		
ケミカルピーリング料		1回につき4,400円		
エンゼルセット		1,331円		
胃内バルーン留置療法		38,029円		
腹腔鏡下胃バンディング		261,486円		
シミ治療料	トレチノイン(0.05%)		1,562円	
	トレチノイン(0.075%)		2,112円	
	ハイドロキノン(3ml)		1,584円	
	ハイドロキノン(12ml)		5,720円	
	ハイドロキノン(5g)		1,320円	
放射線画像複写料	CD-R		1,540円	1枚増すごとに82円加算する。
	DVD		1,650円	1枚増すごとに189円加算する
	画像診断用フィルム(半切サイズ)		1,540円	1枚増すごとに334円加算する。
	画像診断用フィルム(B4サイズ)		1,430円	1枚増すごとに190円加算する。
セカンドオピニオン外来料		30分まで11,000円(10,000円)	以降30分延長すごとに5,500円(5,000円)を加算する。消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。	
分娩に係る薬剤	プロウペス腔用剤 10mg		1個につき25,500円	
産科再診料		1,500円		
選択メニュー提供料		1食につき31円		
緊急避妊処置料		1回につき16,500円	診療時間外の場合は、上記の額に5,500円を加算する。	
ヘリコバクター・ピロリ菌検査等	ヘリコバクター・ピロリ菌検査料(検査の結果が陰性であり除菌を必要)	内視鏡検査の場合(ブスコパン使用)	22,000円	

	としない場合)	内視鏡検査の場合 (グルカゴン使用)	24,970円	
		尿素呼気試験の場合	9,460円	
	ヘリコバクター・ピロリ菌検査除菌料(検査の結果が陽性であり除菌を行う場合(この料金には除菌治療後の除菌判定のための再診料を含む。ただし、除菌薬の料金を含まない。))	内視鏡検査の場合 (初回実施かつブスコパン使用)	29,920円	
		内視鏡検査の場合 (初回実施かつグルカゴン使用)	32,780円	
		内視鏡検査の場合 (2回目に実施かつブスコパン使用)	36,190円	
		内視鏡検査の場合 (2回目に実施かつグルカゴン使用)	39,050円	
		尿素呼気試験の場合	17,270円	
ヘリコバクター・ピロリ菌除菌料(1次除菌の結果、さらに除菌が必要な場合(ただし除菌薬の料金を含まない。))	2次以降除菌料	1回につき7,810円		
エンゼルケア		5,500円 (5,000円)	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。	
ご遺体用寝間着		2,035円		
医師面談料		1回30分まで5,500円	以降30分延長するごとに5,500円を加算する。	
生殖医療に係る相談料		1時間まで5,500円	以降30分延長するごとに2,750円を加算する。	
乳房管理技術及び指導料		1回につき2,200円		

ポジトロン断層撮影料（メチオニンPET）		75,000円	
遺伝カウンセリング料		1回につき5,500円	
母体血出生前診断検査料（NIPT）（検査説明料を含む。）		79,300円	
遺伝性腫瘍関連遺伝学的検査	HBOCスクリーニング検査	167,200円	
	クイックHBOC検査	244,200円	
	MMRスクリーニング	123,200円	
	MSH6フルシークエンシング	68,200円	
	PMS2フルシークエンシング	68,200円	
	MLH1フルシークエンシング	68,200円	
	MSH2フルシークエンシング	68,200円	
	追加 MLH1/MSH2MLPA	24,200円	
	シングルサイト 1サイト	35,200円	
	シングルサイト 2サイト	51,700円	
シングルサイト 3サイト	68,200円		
内視鏡手術支援ロボットによる大腸がん手術		1,753,400円	
中等度肥満症に対する腹腔鏡下スリーブ状胃切除術		422,400円	
膵悪性腫瘍に対する腹腔鏡下膵体尾部切除術		363,000円	
腹腔鏡下スリーブ状胃切除術+十二指腸空腸バイパス術（スリーブバイパス術）		554,400円	
精子凍結保存料	医学的適応	精子凍結保存料（初年）	19,800円
		精子保存延長料（1年間）	19,800円
	患者都合	精子凍結保存料	11,000円
母体血清マーカー検査料（クアトロテスト）		15,400円	
トキソプラズマIgG抗体アビディティ検査料		14,300円	
HBV分子系統解析検査料		26,950円	
抗インフルエンザ薬予防投与		薬価	
造血幹細胞移植におけるHLA遺伝子型タイピング HLA-A, B, C, DR遺伝子型		45,100円	
移植前患者 リンパ球混合試験等の検査料		25,900円	
追加検査（HLA抗体同定検査）		55,000円	
医科点数表等に規定する回数を超えて実施する診療のうち、腫瘍マーカーに係る検査	癌胎児性抗原（CEA）精密測定		1回につき1,160円
	α-フェトプロテイン（AFP）		1回につき1,180円
	前立腺特異抗原（PSA）精密測定		1回につき1,430円
	CA19-9		1回につき1,430円

妊娠と薬外来料 1回30分まで		11,000円 (10,000円)	以降30分延長するごとに5,500円(5,000円)を加算する。 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
海外渡航外来相談料		3,300円	
新生児聴覚スクリーニング検査		6,700円	
診察券再発行料		1枚につき220円	
成人用紙おむつ		1日につき330円	
がんゲノム外来	がんゲノム外来検査説明料	1回60分まで11,000円	以降30分延長するごとに5,500円を加算する。
	遺伝子パネル検査	P5 がんゲノムレポート	1回536,800円
		P5 がんゲノムレポートプラス	1回998,800円
	がんゲノム外来検査結果説明料	1回60分まで11,000円	以降30分延長するごとに5,500円を加算する。
フォンヒッペル・リンドウ病(VHL病)の遺伝学的検査	VHL遺伝子解析	29,700円	
	DNAアッセイ(PCR)	22,000円	
ヒト遺伝学的検査	BHD症候群遺伝子検査	40,700円	
	Noonan症候群遺伝子検査	81,400円	
	オスラー病遺伝子検査	51,700円	
	骨形成不全症遺伝子検査	81,400円	
	クリスタリン網膜症遺伝子検査	40,700円	
	遺伝性周期性四肢麻痺遺伝子検査	40,700円	
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群遺伝子検査	40,700円	
	低汗性外胚葉形成不全症遺伝子検査	40,700円	
	レッシュ・ナイハン症候群遺伝子検査	40,700円	
	性成熟疾患遺伝子検査	51,700円	
骨端異形成症遺伝子検査	51,700円		

褐色細胞腫・パラガングリオーマ遺伝子検査	51,700円	
小児四肢疼痛発作症遺伝子検査	45,100円	
sanger法による単一エクソン解析（1か所）	18,700円	
sanger法による単一エクソン解析（2か所）	30,800円	
sanger法による単一エクソン解析（3か所）	42,900円	
sanger法による単一エクソン解析（4か所）	55,000円	
sanger法による単一エクソン解析（5か所）	67,100円	
がん関連遺伝子のシングルサイト解析（1か所）	13,200円	
がん関連遺伝子のシングルサイト解析（2か所）	16,500円	
がん関連遺伝子のシングルサイト解析（3か所）	19,800円	
がん関連遺伝子のシングルサイト解析（4か所）	23,100円	
がん関連遺伝子のシングルサイト解析（5か所）	26,400円	
ジストロフィン遺伝子解析（MLPA法）	45,100円	
BRCA MLPA	35,200円	
MLH1/MSH2 MLPA	35,200円	
卵巣組織採取	1回につき 158,400円	
卵巣組織凍結保存（新規及びIVMを含む。）1年間	172,700円	
卵巣組織凍結保存（継続）1年間	27,500円	
経口避妊剤アンジュ	1シートにつき2,090円	
BRCA1/2遺伝子シングルサイト検査	68,200円	

別表第2（第2条関係）

美容形成外科領域の諸料金

1 保険適用外の料金

区分	円
ボトックス注射	
ボトックスビスタによるしわ取り1回につき	61,820

区分	円
紹介状なし初診時負担金	5,500
初診料	3,168
再診料	803
眼瞼下垂症手術	
眼瞼挙筋前転法	81,400
筋膜移植法	206,030
その他のもの	68,970
皮膚レーザー照射療法	
色素レーザー照射療法	26,070
Qスイッチ付レーザー照射療法	
2平方センチメートル未満	12,100
2平方センチメートル以上4平方センチメートル未満	24,200
4平方センチメートル以上16平方センチメートル未満	28,270
16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満	34,100
64平方センチメートル以上	45,650
瘢痕拘縮形成手術	
顔面	141,460
その他	90,860
皮膚、皮下腫瘍摘出術	
露出部	
長径2センチメートル未満	20,460
長径2センチメートル以上4センチメートル未満	42,570
長径4センチメートル以上	50,160
露出部以外	
長径3センチメートル未満	16,280

長径3センチメートル以上6センチメートル未満	37,730
長径6センチメートル以上	47,960
皮膚剥削術	
25平方センチメートル未満	18,590
25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	50,270
100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	101,860
200平方センチメートル以上	152,240
植皮術	
分層	
25平方センチメートル未満	40,920
25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	71,170
100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	101,200
200平方センチメートル以上	286,220
全層	
25平方センチメートル未満	112,200
25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	139,700
100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	312,510
200平方センチメートル以上	445,390
しみ内服薬	
セットA（シナール、ユベラ、トランサミン 7日分）	1,188
セットB（シナール、トランサミン 7日分）	1,100

別表第3(第2条関係)

歯科領域の諸料金

1 保険適用外の料金

区 分	円
予防歯科	
口腔衛生指導料	4,154
刷掃指導料	3,845
歯面塗布料	2,708
歯面塗布料(家庭管理)	4,243
検査料	
口臭検査料(ガスセンサー, 官能検査)	843
口臭ガスクロマト検査料	5,160
う蝕のリスク診断Ⅰ	4,290
う蝕のリスク診断Ⅱ	9,240
機械的歯面清掃	2,755
保存科	
鑄造歯冠修復料(インレー, アンレー)	
白金加金	
大白歯	35,080
前歯・小臼歯	33,911
金合金	
大白歯	34,435
前歯・小臼歯	33,482
チタン(前歯・小臼歯・大白歯)	32,261
ハイブリッドセラミックレジンインレー	30,968
ポーセレンインレー	32,235
隣接面加算料(1面)	10,785
咬頭被覆料	12,598
診断料	
歯周疾患診断料	10,235
写真診断料	5,736
歯肉テスト料(ポケット浸出液定量)	11,026
歯槽骨テスト料(形態分岐部)	9,340
習癖テスト料(口呼吸, 舌習癖)	4,830
う蝕の電気診断料	3,766

処置料	
習慣矯正指導料	5,044
オーラルスクリーン料(装着料含む)	29,564
オーラルスクリーン料監視料	4,510
フェルカプラスティー	6,197
トンネリング	10,293
歯根分割	11,194
漂白処置料	6,684
歯槽骨欠損修復料(燐酸カルシウム系)	18,239
口腔衛生相談指導料(歯周疾患)	10,241
病的移動歯の復位処置	
床装置によるもの	34,420
アップライトを主にしたもの	45,545
歯の挺出	
磁性アタッチメント応用法	29,339
ノンファイラー型接着性レジン応用法	7,601
歯根分割後の分離処置	45,545
細菌検査	
ペリオチェック	9,240
GTR法(選択加算)	
膜(吸収性膜を含む)	29,978
歯周組織誘導剤	35,462
根幹内細菌嫌気培養検査	
培養検査	2,640
+感受性試験	4,840
歯周病原性菌血清抗体価検査	4,840
歯科ドック専門外来	16,830
補綴科	
支台築造料	
白金加金	17,411
金合金	16,977
金パラ銀合金	15,678
チタン	15,154
全部鑄造冠料	
白金加金	65,707

金合金	65,796
チタン	61,034
前装冠料	
(硬質)レジン前装冠	
白金加金	72,842
金合金	71,977
チタン	68,347
14k	61,842
金パラ	59,411
ハイブリッドセラミック冠(硬質)レジン前装冠料準用	
陶歯前装冠	
白金加金	79,048
金合金	78,189
陶材焼付冠	81,720
チタン	74,292
陶材焼付用チタン	74,962
歯冠継続歯料	
レジン前装金属裏装	
白金加金	76,319
金合金	75,460
チタン	72,108
陶歯前装金属裏装	
白金加金	79,216
金合金	78,357
チタン	74,737
全部レジン冠	
白金加金	76,670
金合金	75,806
チタン	72,249
全部陶歯冠	
白金加金	78,975
金合金	78,116
チタン	74,171
全部被覆冠(オールセラミック冠を含む)	
ジャケット冠陶材	83,663

オールハイブリッドセラミック	79,310
橋体	
前歯部	
レジン前装金属裏装(ハイブリッドセラミック前装を含む)	
白金加金	69,352
金合金	68,493
チタン	64,732
14k	69,656
金パラ	67,226
陶歯前装金属裏装	
白金加金	78,970
金合金	78,111
陶材焼付用合金	80,138
チタン	74,507
陶材焼付用チタン	74,648
臼歯部	
金属	
白金加金	64,324
金合金	63,460
チタン	59,594
陶歯・陶材	
白金加金	78,818
金合金	77,959
陶材焼付用合金	83,579
チタン	73,983
陶材焼付用チタン	77,352
レジン前装金属裏装	
白金加金	63,910
金合金	63,140
チタン	59,400
14K	62,700
金パラ	61,050
前歯・臼歯部	
オールハイブリッドセラミックス	69,960

仮義歯料	
全部床	113,022
9～14歯欠損床	97,104
1～8歯欠損床	81,468
アタッチメント・テレスコープ設計料(1装置)	59,337
金属アレルギー検査料(1試料分)	3,400
ろう着料(1か所)	
白金加金	7,962
金合金	7,873
陶材焼付用合金	9,691
アタッチメント	11,225
根面キャップ料	
白金加金	18,815
金合金	17,952
チタン	14,872
隙	
白金加金	16,175
金合金	15,961
チタン	15,562
有床義歯料	
金属床義歯(維持装置等を含む)	
12～14歯欠損床	
白金加金	336,972
金合金	322,400
特殊合金	209,587
チタン合金	301,128
9～11歯欠損床	
白金加金	287,404
金合金	272,182
特殊合金	198,210
チタン合金	250,910
5～8歯欠損床	
白金加金	239,323
金合金	224,096
特殊合金	187,100

チタン合金	216,051
1～4歯欠損床	
白金加金	190,515
金合金	175,618
特殊合金	168,892
チタン合金	167,085
レジン床義歯(人工歯は含むが、維持装置等は含まない)	
9～14歯欠損	178,163
1～8歯欠損	141,738
特殊義歯料(維持装置等を含む)	
全部床	187,864
9～14歯欠損床	151,428
1～8歯欠損床	133,430
軟質裏装材によるリベース料	33,671
軟質裏装義歯(レジン床)	
全部床	200,446
9～14歯欠損床	160,799
1～8歯欠損床	126,212
鑄造バー	
白金加金	31,392
金合金	29,669
特殊合金	17,815
チタン合金	27,924
鉤	
鑄造鉤	
白金加金	25,766
金合金	25,253
特殊合金	23,032
チタン合金	26,877
屈曲鉤	
白金加金	19,543
特殊合金	18,716
フック・スパー、スティー・レスト料	
鑄造フック・スパー, スティー・レスト	
白金加金	16,914

金合金	16,479
特殊合金	14,620
チタン合金	16,516
屈曲フック・スパー, スティール・レスト	
白金加金	11,728
白歯金属歯料	
白金加金	20,884
金合金	20,450
金パラ銀合金	19,151
チタン	20,167
特殊合金	20,088
テレスコープクラウン	
白金加金	95,271
金パラ銀合金	89,472
可撤式メタルオンレー	
白金加金	102,300
金合金	88,880
金パラ	66,330
ミーリング装置(1歯分)	
支台歯	91,656
支台歯 バー・ダミー	87,199
特殊義歯修理料	21,241
マウスガード(マウスプロテクター)	22,498
簡易型マウスガード	5,463
睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床	52,234
ラミネートベニア	61,952
補綴前処置としての残根の挺出	26,290
唾液分泌機能検査	10,670
嚥下補助床	64,020
下顎運動機能検査	16,610
金属スプリント(接着性, 可撤式を含む)	
白金加金	243,608
チタン	222,399

その他の合金	165,760
磁性アタッチメント(根面キャップ料は別に算定)	46,850
インプラント仮封冠(1歯分)	11,246
インプラント関連補綴料	
インプラント補綴設計料(1人工歯根につき)	87,502
人工歯、アタッチメント(アバットメントを含む)	使用材料の購入価格に100分の110を乗じた額
口腔外科	
根端充填料	2,184
便宜抜去	
前歯	1,734
臼歯	3,007
難抜歯	5,317
埋伏歯	11,550
下顎完全埋伏智歯(骨性)	12,708
下顎水平埋伏智歯	12,708
歯の移植術(歯根完成歯)	20,743
歯の移植・再植に係る根管治療・管理及び予後判定	22,136
上顎洞底挙上術	
上顎洞底挙上術(口腔内片側)	68,567
上顎洞底挙上術(口腔内両側)	99,644
上顎洞底挙上術(口腔外両側)	184,213
矯正用アンカーインプラント埋入術(A)	56,210
インプラント材使用加算	
アンカープレート2枚目以上1枚当り	20,790
アンカースクリュウ4本目以上1本当り	4,620
矯正用アンカーインプラント埋入術(B)	38,060
発音嚙下補助装置用金属床	164,340
発音嚙下補助装置の付加料	27,170
発音嚙下補助装置調整料	3,630
小児歯科	
保険料	
診断料	7,752
検査料	9,361
装置料	
単純可撤式(片)	21,345

複雑可撤式(片)	27,332
バンド・ループ	13,614
クラウン・ループ	14,483
クラウン・ループ(鋳造)	
金パラ銀合金	44,566
クラウン・ディスタル・シュー	20,450
クラウン・ディスタル・シュー(鋳造)	
金パラ銀合金	54,759
リングルアーチ型	21,204
調整料	
単純	2,289
複雑	5,479
定期観察料	10,602
小児定期観察料	
簡単な検査を含む	4,961
主に口腔内検査	2,289
歯列誘導料	
診断料	19,371
検査料	20,408
装置料	
単純	22,267
複雑(1)	28,946
複雑(2)	44,382
保定	18,077
異所萌出誘導処置	9,816
調整料	
単純	2,488
複雑	7,957
経過観察料(複雑)	6,281
経過観察料(単純)	1,100
歯列誘導相談料	4,845
口腔衛生指導料	
小児刷掃指導料	723
母子口腔保健指導料	2,420
歯科麻酔科	

局所麻酔薬アレルギーテスト	4,761
表面電極通電療法	5,846
針治療	3,771
針通電療法	5,139
灸	2,520
歯科放射線科	
CT検査	17,637
多層断層撮影	7,140
顎関節撮影	
シュラー氏法(4画像)	2,891
眼窩関節法(2画像)	1,865
MRI検査	21,382
CT画像再構築処理	13,090
診療情報の提供に係る料金	
頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル画像)	4,730
X線画像複製料(デジタル画像)	2,200
パノラマ撮影(デジタル画像)	4,620
頭部単純撮影(デジタル画像)	4,730
矯正科	
相談料	4,845
基本検査料	80,174
補足検査料	82,594
特殊検査料	
形態検査	
コンピュータ解析検査	4,908
顔貌形態予測	11,697
機能検査	
顎運動機能検査	33,462
生体振動解析	12,771
染色体検査	24,834
分染法加算	4,620
形態異常病因検査	9,790
セットアップモデル	41,758
診断料	31,471
基本施術料	168,546

基本施術料(小数歯)	59,191
装置料	
舌側弧線装置(片顎)	38,500
唇側弧線装置(片顎)	33,456
全帯環式矯正装置(片顎)	90,651
ダイレクトボンディング装置(片顎)	
金属ブラケット	90,719
プラスチックブラケット	91,850
セラミックブラケット	102,976
NiTi使用加算(片顎1回限)	8,114
セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)	49,956
インダイレクトボンディング装置(片顎)	108,691
機能的顎矯正装置	62,422
機能的顎矯正装置(拡大ネジ付)	71,982
床矯正装置(片顎)	40,082
拡大床矯正装置(片顎)	46,567
Wタイプ拡大装置	50,275
急速拡大装置	51,763
急速拡大装置(スケルトン型)	51,522
ヘッドギア	38,636
チンキャップ	31,581
前方牽引装置	
マスクタイプ	48,646
ホルンタイプ	51,071
ホールディングアーチ	33,503
リップバンパー	32,770
タンダクリブ(可撤・固定)	43,466
スライディングプレート	29,731
オーラルスクリーン	22,482
ダイナミックポジショナー	65,125
ヘッドギア付ダイナミックポジショナー	75,450
可撤式保定装置(片顎)	39,941
固定式保定装置(片顎)	30,533
FSWリテーナ	16,742
リンガルブラケット	255,090

パラタルバー	32,670
咬合力検査	11,000
調節料	6,092
観察料	3,876
転医資料料	17,946
口腔衛生指導料	5,725
装置修理料(共通)	各装置料の50%
インプラント材植立料(共通)	
相談料	2,300
基本検査料	9,277
基本検査料(デジタル画像)	10,371
顎骨精密検査・植立可否診断	
基本診療料	707
顎骨精密検査・植立可否診断(選択加算)	
紹介状作成	3,352
X線検査(大判4枚)	16,852
X線検査(パントモ1枚)	5,511
ステント作成・調整料	
1～6歯	11,367
7～10歯	13,677
11歯以上	19,454
診断用ベアリングを加えた場合(加算)	
1～6歯	3,143
7～10歯	5,238
11歯以上	7,333
診断用ワックスアップ	
1歯	6,411
1歯増す毎に	4,285
(矯正を伴う)セットアップモデル	
1～6歯	6,747
7～10歯	9,057
11歯以上	10,791
直接顎骨診査料(測定用釘打ち込み)	22,618
機能訓練用・診査用義歯作成	80,578
全身精密検査・診断	

基本診療料	707
全身精密検査・診断(選択加算)	
心電図	1,734
血液検査	13,410
紹介状作成	3,352
インプラント材植立(一次手術)	
基本診療料	707
インプラント材植立料(一次手術)1本目(選択)	
インプラント材	
定価 25,000円未満	141,114
インプラント材	
定価 25,000円以上定価 30,000円未満	143,424
インプラント材	
定価 30,000円以上	146,887
複数本数埋入加算(2~6本まで, 1本当たり)	
インプラント材	
定価 25,000円未満	40,491
インプラント材	
定価 25,000円以上定価 30,000円未満	42,801
インプラント材	
定価 30,000円以上	46,263
複数本数埋入加算(7~10本まで, 1本当たり)	
インプラント材	
定価 25,000円未満	46,300
インプラント材	
定価 25,000円以上定価30,000円未満	48,610
インプラント材	
定価 30,000円以上	52,072
複数本数埋入加算(11本以上1本当たり)	
インプラント材	
定価 25,000円未満	59,384
インプラント材	
定価 25,000円以上定価30,000円未満	61,694
インプラント材	
定価 30,000円以上	65,157

埋入インプラント新規使用加算(1本につき)	
インプラント埋込時、骨の緻密度などの理由により植立途中で断念、同日別のインプラントをさらに使用した場合	
インプラント材	
定価 25,000円未満	28,878
インプラント材	
定価 25,000円以上 定価 30,000円未満	31,188
インプラント材	
定価 30,000円以上	34,650
口腔内洗淨料	707
口腔外科後処理料	707
一次手術後観察料	707
インプラント材植立(二次手術)	
基本診療料	707
インプラント材植立料(二次手術)	21,382
治療用アバットメント使用加算(1歯当り)	7,396
口腔内診断料	707
定期観察料	1,744
【加算項目】	
(診療行為の都度徴収)	
デンタル撮影加算(1枚当り)	707
パノラマ撮影加算(1枚当り)	5,511
スタディーモデル(複雑)採得加算	581
アタッチメント(アバットメントを含む)	使用材料の購入価格に100分の110を乗じた額
インプラント埋入料	
フィックスチャー1本の場合	261,905
同一部位(1回手術)に2本以上の場合(1本目)	261,905
〃 (2本目以降, 1本につき)	104,762
同一部位, 計画的に手術を2回以上に分けた場合 手術毎に (1本目)	261,905
〃 (2本目以降, 1本につき)	104,762
2部位以上, 2本以上の場合(1次手術の回数にかかわらず) 部位毎に(1本目)	261,905
〃 (2本目以降, 1本につき)	104,762

2 差額徴収の対象となる料金

区 分	差 額 徴 収 額
(保存料, 補綴料, 小児歯科領域) 鑄造歯冠修復料 白金加金又は金合金 前歯 歯冠継続歯料 白金加金又は金合金 前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額 算定方法別表第2歯科診療報酬点数表の第2章第12部第2節に定める 使用材料の点数に10円乗じて得た額を控除した額に100分の110を乗じて得た額

3 特定療養費に係る金属床総義歯の料金

1床当たりの価格	差 額 徴 収 額
白金加金 (上顎・下顎) 430, 467円 金合金 (上顎・下顎) 405, 324円 特殊合金 (上顎・下顎) 197, 582円 チタン合金(上顎・下顎) 301, 505円	左記に定める1床当たりの価格から特定療養費を控除した金額に100分の110を乗じて得た額

4 特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区 分	差 額 徴 収 額
フッ化物局所応用(1口腔1回につき) 2, 200円	左記に定める価格に100分の110を乗じて得た額